

2018/2/20  
厚生労働省  
水道水質検査精度管理に関する研修会

# 平成30年度厚生労働省 精度管理調査について

国立医薬品食品衛生研究所  
生活衛生化学部第三室  
小林憲弘  
(水道水質検査精度管理検討会委員)

## 1. 調査概要

2

- 参加機関は、統一試料販売者から送付された濃度未知の試料を、**通常の水質検査業務と同様の方法により**濃度を測定し、結果を厚生労働省(国立医薬品食品衛生研究所)に報告
- 厚生労働省はその報告をとりまとめ、調査結果を公表
- ① 試料送付 発送予定:H30年5月28日(月)※5月30日(水)までに到着予定  
↓
- ② 測定 測定開始日:H30年5月31日(木)  
↓
- ③ 報告書(電子ファイル及び書類)の提出 提出〆切:H30年6月14日(木)  
↓
- ④ 測定結果の解析及びとりまとめ 暫定結果の通知:H30年8月(予定)  
↓
- ⑤ 調査結果の公表 結果公表の通知:H31年2月(予定)

※登録水質検査機関を対象とした実地調査等はH30年10月～12月に実施予定

## 2. 試料の送付

3

- 無機物2試料、有機物1試料を5月28日(月)に発送  
※無機物は2試料を送付し、それぞれの試料を測定する
- 5月30日(水)までに届かない場合や到着時に破損していた場合は、国立医薬品食品衛生研究所に電子メールで連絡  
✉宛先: [water@nihs.go.jp](mailto:water@nihs.go.jp)

No.	名称	測定項目	送付容器	個数	備考
1	無機物試料1	鉛及びその化合物	ポリエチレンびん	1	試料1Lにつき硝酸10mL
2	無機物試料2	鉛及びその化合物	ポリエチレンびん	1	を添加済
3	有機物試料	クロロホルム ブロモジクロロメタン	ガラスびん	1	塩酸を添加済

## 3. 試料の測定①

4

- ① 測定開始日  
H30年5月31日(木)以降に測定を開始
- ② 測定方法  
「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(H15年厚生労働省告示第261号)」(以下、検査方法告示)に定められた以下のいずれかの方法を用いて測定

測定項目	検査方法
鉛及びその化合物	別表第3 フレームレスー原子吸光光度計による一斉分析法
	別表第5 誘導結合プラズマ発光分光分析装置による一斉分析法
	別表第6 誘導結合プラズマー質量分析装置による一斉分析法
クロロホルム ブロモジクロロメタン	別表第14 パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法
	別表第15 ヘッドスペースーガスクロマトグラフー質量分析計による一斉分析法

## 3. 試料の測定②

5

### ③ 留意点

1. 試料到着後、測定開始まで冷蔵庫等の冷暗所で保存する
2. 試料には、検査方法告示に示された試料採取時の保存試薬（硝酸あるいは塩酸）を既に添加している。脱塩素処理剤は添加していないが、各機関において添加する必要はない
3. 検査方法告示では試料採取から一定時間内（例えばクロロホルムは24時間以内）に測定を行うこととなっているが、本調査では測定開始日以降いつ測定を行ってもよい  
ただし、試料びんの開封後は速やかに測定を行う
4. 各試料について検査方法告示に示された前処理操作以降の全ての試験操作を行い、測定結果を1つだけ報告書に記載  
※各試料につき5回の繰り返し測定は求めない  
※通常の水質検査業務と同様の方法により濃度を測定する

## 4. 報告書(電子ファイル)の提出①

6

- ① 「水道水質検査精度管理のホームページ」  
(<http://www.nihs.go.jp/dec/water/>) から報告書の電子ファイル「report\_h30.xlsx」(Excelブック形式)をダウンロードし、無機物試料と有機物試料の測定結果及び試験操作に係る項目を全て同一のファイルに入力する  
※H30年度調査の報告書ファイルは4月中旬頃に掲載予定
  - ② 入力後、ファイル名を「各機関のID」に変更して保存する  
(機関IDは参加申込受付時に通知する)
- ※ 報告書はExcelブック形式で保存すること(他の形式、例えばPDF等に変換しない)
- ※ 表記する単位・書式等の変更や、ファイル構成等を変更しないこと(行や列を増やす、ワークシートを移動する等)

## 4. 報告書(電子ファイル)の提出②

7

- ③ 下記の要領に従って報告書(電子ファイル)を電子メールに添付して送信する  
※報告書の受領を確認後、受領確認のメールを返送するが、確認には時間を要する場合があります
- A) 宛先  
国立医薬品食品衛生研究所 生活衛生化学部 第三室([water@nihs.go.jp](mailto:water@nihs.go.jp))にメールを送信する
- B) 件名  
メールの件名は「H30精度管理報告書」(「H30」は半角英数字)とする  
※上記以外の件名でメールを送信した場合は、受領確認に時間を要する
- C) 添付ファイル  
報告書(電子ファイル)をメールに添付する  
※2つ以上の報告書や報告書以外の電子ファイル(送付状等)をメールに添付しない
- D) メール本文  
メール本文に以下の内容を記載する  
報告書ファイル名=XXXXXX(送付ファイル名と同じ)  
無機物試料1番号=XXXX(調査試料のラベルに表示された4桁の数字)  
無機物試料2番号=XXXX(調査試料のラベルに表示された4桁の数字)  
有機物試料番号=XXXX(調査試料のラベルに表示された4桁の数字)  
機関名=〇〇〇〇  
登録番号=XXX(登録水質検査機関のみ)  
担当部署名=〇〇〇〇  
担当者名=〇〇〇〇  
担当者連絡先メールアドレス=[xxxx@xxx.co.jp](mailto:xxxx@xxx.co.jp)  
担当者連絡先TEL=XX-XXXX-XXXX

2018/2/20

水道水質検査精度管理に関する研修会

 国立医薬品食品衛生研究所

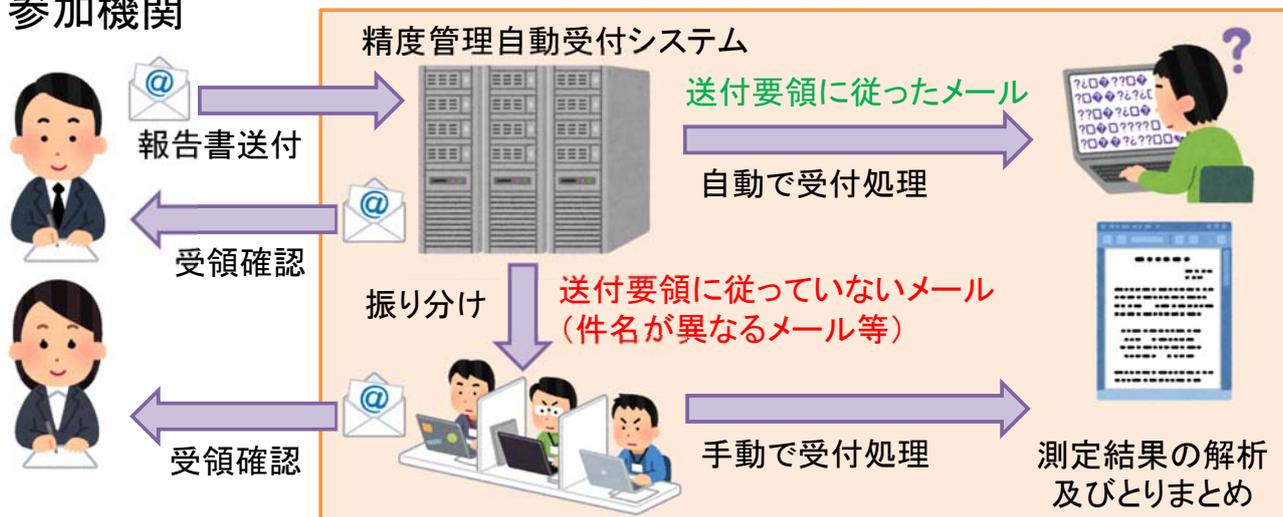
## ※精度管理自動受付システムについて

8

- 報告書(電子ファイル)は、国立医薬品食品衛生研究所にある精度管理自動受付システムで処理をしています
- 送付要領に従っていないメールは、手動で受付確認をするため、受領確認に時間がかかります

参加機関

国立医薬品食品衛生研究所



2018/2/20

水道水質検査精度管理に関する研修会

 国立医薬品食品衛生研究所

## 5. 報告書(書類)の提出

9

- ①～③の書類をA4サイズで作成し、送付物チェックシート(別添)と併せて提出
- 各書類の原本は、各機関で保存する
- ① 試料測定データに関わる書類一式の写し  
試料や検量線のチャート・クロマトグラム、本測定に係る作業記録、測定結果の計算過程の記録等、測定結果を得るために必要な全ての情報  
※第三者が理解できるよう、試験操作の順番に従って時系列的に並べる
- ② 検査実施標準作業書の写し
- ③ 測定項目に係る妥当性評価書の写し  
※妥当性評価書については「水道水質検査方法の妥当性評価ガイドライン(最終改正:H29年10月18日付け薬生水発1018 第1号)」の別紙2の記載例を参考  
※③については試料や検量線のチャート・クロマトグラム等の根拠資料は添付しないこと

<報告書(書類)の提出先>

〒210-9501 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26  
国立医薬品食品衛生研究所 生活衛生化学部 第三室 宛

- ※送付には精度管理試料と同梱のレターパックを使用すること
- ※レターパックの表に「XXXXXX(機関ID)」及び「精度管理報告書在中」と朱書きすること
- ※差出人名(機関名)は、参加申込受付時に通知した機関名と同一にすること
- ※今年度から提出先(国立医薬品食品衛生研究所)の所在地が変わったので注意すること

## 6. 提出期限

10

- 報告書(電子ファイル)と報告書(書類)の両方を以下の期限までに提出する
- 報告書(電子ファイル):  
H30年6月14日(木)23時59分  
(電子メール受付締め切り)
- 報告書(書類):  
H30年6月14日(木)当日消印有効  
(又はこれに代わる発送証明)

## 7. 参加機関の分類①

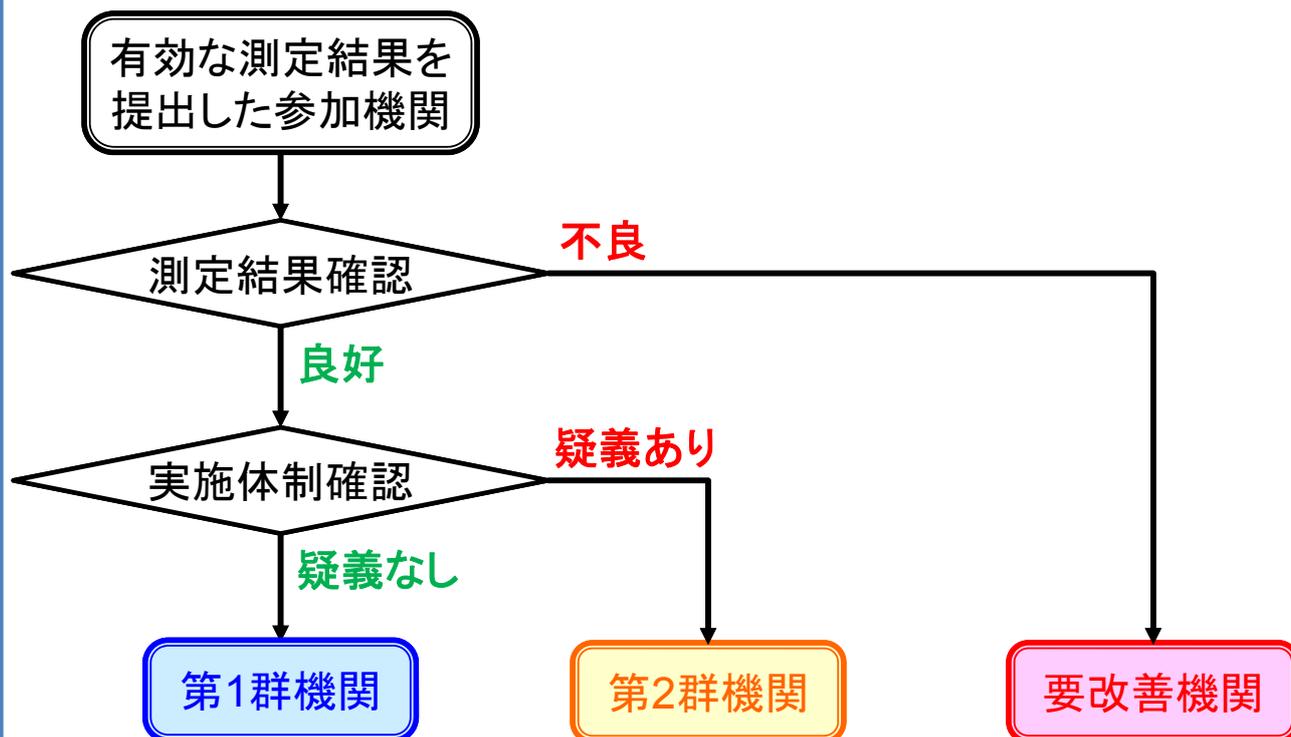
11

- 統一試料の測定結果だけでなく、検査方法告示の遵守状況等も踏まえて全参加機関を「第1群」、「第2群」及び「要改善」の3群に分類する

分類	要件
第1群	統一試料の測定結果が統計分析で良好と判定され、かつ水質検査の実施体制に疑義がないと判断された機関
第2群	統一試料の測定結果が統計分析で良好と判定されたものの、検査方法告示からの逸脱等、水質検査の実施体制に疑義があると判断された機関
要改善	統一試料の測定結果が統計分析において不良と判定された機関

## 参加機関の分類フロー

12



## 7. 参加機関の分類②

13

- 以下の事項に該当する測定結果は原則として無効とする
  1. 検査方法告示とは全く異なる検査方法によるもの
  2. H30年5月31日(木)より前に測定を開始したもの
  3. 報告書の電子ファイルの様式等を変更したもの
  4. 測定結果の報告書(電子ファイル及び書類)の提出期限が守られていないもの
  5. 報告時に必要書類が添付されていないもの
  6. その他、実施方法が適切でないと判断されるもの

## 8. 問い合わせ先

14

- 緊急時は、厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課 水道水質管理室に電子メールまたは電話で連絡する
- 緊急時以外の調査に関する問い合わせは、国立医薬品食品衛生研究所 生活衛生化学部 第三室に電子メールで連絡する
- 問い合わせの際は事前に「水道水質精度管理のホームページ」(<http://www.nihs.go.jp/dec/water/>)に類似のQ&Aがないか確認する
- 個別機関の評価に関する問い合わせに対しては回答しない

### <緊急時の連絡先>

厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課 水道水質管理室  
電子メールアドレス:[suishitsu@mhlw.go.jp](mailto:suishitsu@mhlw.go.jp)  
電話番号:03-5253-1111(内4033)

### <調査に関する問い合わせ先>

国立医薬品食品衛生研究所 生活衛生化学部 第三室  
電子メールアドレス:[water@nihs.go.jp](mailto:water@nihs.go.jp)

- 結果の評価を行う際、測定結果を算出した操作手順・測定数値などの再提出を求めることがあるため、全ての記録の原簿は保管し、求めに応じて速やかに提出できるようにしておく
- 試料測定及び検量線作成時のチャートやデータ等機器測定値の電子ファイルも必ず保管しておく

# ご清聴どうもありがとうございました

厚生労働省 水道水質検査精度管理のための統一試料調査  
WebサイトのURL

<http://www.nihs.go.jp/dec/water/>

※H30年度調査の内容は4月中旬に掲載予定